

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第8号 議決予算の公表……………（財政課）…2

公 告

- 公告第1号 国土調査による地図及び簿冊の閲覧の公告
……………（建設総務課）…7
- 公告第2号 宇治浄水場場内配管更新工事（その5）に係る条件
付一般競争入札……………（契約課）…7

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第1号 選挙管理委員会の招集……………9

告 示

宇治市告示第8号

議決予算の公表について

令和5年12月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年1月26日

宇治市長 松村 淳子

令和5年度宇治市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度宇治市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,119,880千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16.国 庫 支 出 金		15,176,054	273,500	15,449,554
	1. 国 庫 負 担 金	11,558,224	273,500	11,831,724
17.府 支 出 金		5,897,911	180,750	6,078,661
	1. 府 負 担 金	3,931,801	136,750	4,068,551
	2. 府 補 助 金	1,631,440	44,000	1,675,440
21.繰 越 金		81,507	199,950	281,457
	1. 繰 越 金	81,507	199,950	281,457
23.市 債		5,343,000	10,800	5,353,800
	1. 市 債	5,343,000	10,800	5,353,800
歳 入 合 計		70,454,880	665,000	71,119,880

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3.民 生 費		32,295,733	653,000	32,948,733
	1. 社 会 福 祉 費	15,691,783	400,000	16,091,783
	2. 児 童 福 祉 費	11,595,391	253,000	11,848,391
8.土 木 費		6,403,472	12,000	6,420,472
	2. 道 路 橋 梁 費	1,618,232	12,000	1,630,232
歳 出 合 計		70,454,880	665,000	71,119,880

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	4. 都市計画費	六地藏地区道路整備事業	48,000

第3表 債務負担行為補正

1. 追加 (単位 千円)

事項	期間	限度額
小倉エリアから広がるにぎわい創出事業	自 令和 5年度 至 令和 6年度	14,500
小倉地区駅間誘導ルート整備事業	自 令和 5年度 至 令和 6年度	18,000
(仮) 西小倉地域小中一貫校整備事業（空調設備設計業務）	自 令和 5年度 至 令和 6年度	14,000
小学校空調設備整備事業（菟道第二小学校、大開小学校、三室戸小学校、木幡小学校、御蔵山小学校、笠取第二小学校）	自 令和 5年度 至 令和 6年度	40,000

第4表 地方債補正

1. 変更 (単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
道路整備事業債	802,800	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	813,600	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による

令和5年度宇治市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度宇治市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,878,125千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,998,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16.国庫支出金		15,449,554	1,728,000	17,177,554
	2.国庫補助金	3,564,792	1,728,000	5,292,792
21.繰越金		281,457	150,125	431,582
	1.繰越金	281,457	150,125	431,582
歳入合計		71,119,880	1,878,125	72,998,005

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1.議会費		433,721	5,872	439,593
	1.議会費	433,721	5,872	439,593
2.総務費		6,914,767	22,156	6,936,923
	1.総務管理費	5,391,873	9,912	5,401,785
	2.徴税費	809,581	7,589	817,170
	3.戸籍住民基本台帳費	507,120	3,582	510,702
	4.選挙費	126,914	429	127,343
	5.統計調査費	30,837	371	31,208
	6.監査委員費	48,442	273	48,715
3.民生費		32,948,733	1,700,003	34,648,736
	1.社会福祉費	16,091,783	1,679,799	17,771,582
	2.児童福祉費	11,848,391	16,649	11,865,040
	3.生活保護費	5,001,007	3,555	5,004,562
4.衛生費		5,935,496	66,802	6,002,298
	1.保健衛生費	2,991,674	58,381	3,050,055
	2.清掃費	2,943,822	8,421	2,952,243
5.労働費		45,064	314	45,378
	1.労働諸費	45,064	314	45,378
6.農林水産業費		402,140	9,048	411,188
	1.農業費	295,548	8,530	304,078
	2.林業費	105,286	518	105,804
7.商工費		2,524,998	9,504	2,534,502
	1.商工費	2,524,998	9,504	2,534,502
8.土木費		6,420,472	17,522	6,437,994

	1. 土 木 管 理 費	589,412	5,923	595,335
	2. 道 路 橋 梁 費	1,630,232	4,205	1,634,437
	3. 河 川 費	403,996	1,651	405,647
	4. 都 市 計 画 費	3,255,865	4,428	3,260,293
	5. 住 宅 費	540,967	1,315	542,282
9. 消 防 費		2,513,934	31,608	2,545,542
	1. 消 防 費	2,513,934	31,608	2,545,542
10. 教 育 費		7,241,975	15,296	7,257,271
	1. 教 育 総 務 費	2,918,996	5,397	2,924,393
	2. 小 学 校 費	1,809,300	3,830	1,813,130
	3. 中 学 校 費	1,005,709	1,483	1,007,192
	4. 幼 稚 園 費	753,675	1,182	754,857
	5. 社 会 教 育 費	754,295	3,404	757,699
歳 出 合 計		71,119,880	1,878,125	72,998,005

第 2 表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等減免事業補助	自 令和 5年度 至 令和 6年度	185,000

令和 5 年度宇治市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第 1 号）

令和 5 年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,000 千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,440,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
5. 府 支 出 金		12,552,547	74,000	12,626,547
	1. 府 補 助 金	12,552,547	74,000	12,626,547
歳 入 合 計		17,366,000	74,000	17,440,000

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費		12,454,121	74,000	12,528,121
	2. 高 額 療 養 費	1,549,004	74,000	1,623,004
歳 出 合 計		17,366,000	74,000	17,440,000

令和5年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）

令和5年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,005千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,527,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3. 繰 入 金		721,671	1,005	722,676
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	721,671	1,005	722,676
歳 入 合 計		3,526,000	1,005	3,527,005

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1. 総 務 費		62,408	1,005	63,413
	1. 総 務 管 理 費	57,407	1,005	58,412
歳 出 合 計		3,526,000	1,005	3,527,005

令和5年度宇治市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度宇治市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	4,342,129千円	5,000千円	4,347,129千円
第1項 営業収益	3,707,790千円	△ 50,000千円	3,657,790千円
第2項 営業外収益	634,311千円	55,000千円	689,311千円

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	4,288,779千円	10,518千円	4,299,297千円
第1項 営業費用	4,188,888千円	10,518千円	4,199,406千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中、資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額625,524千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額158,730千円、過年度分損益勘定留保資金226,052千円及び当年度分損益勘定留保資金240,742千円で補てんするものとする。）。

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	2,658,525千円	1,925千円	2,660,450千円
第1項 建設改良費	2,249,444千円	1,925千円	2,251,369千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）
第4条 予算第9条中、「612,685千円」を「620,128千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第10条を、次のとおり改める。
水道料金等減免事業、低所得者水道使用料減額事業、

上水道事業債等利子償還及び統合した簡易水道事業等に係る維持管理費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、234,656千円である。

公告

宇治市公告第1号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

宇治市小倉町神楽田及び西浦の一部地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和6年1月11日

宇治市長 松村 淳子

1 地図及び簿冊の名称

小倉町神楽田の一部及び小倉町西浦の一部の地籍図原因及び地籍簿原案

2 閲覧期間

令和6年1月12日から同月31日まで

3 閲覧場所

- (1) 宇治市西小倉コミュニティセンター(令和6年1月15日、20日及び21日に限る。)
(2) 宇治市建設部建設総務課(令和6年1月15日並びに土曜日及び日曜日を除く。)

4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、2の閲覧期間内に、宇治市長に対し、訂正の申出をすることができる。

5 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

6 閲覧できる時間は、2の閲覧期間中の10時00分から15時30分までとする。

(揭示済)

宇治市公告第2号

宇治浄水場場内配管更新工事(その5)に係る条件付一般競争入札について

宇治浄水場場内配管更新工事(その5)について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。

令和6年1月12日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宇治浄水場場内配管更新工事(その5)
(2) 工事場所 宇治市五ヶ庄高車地内ほか
(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

場内配管工

<新設>

Table with 3 columns: Pipe Type, Diameter, Length. Includes rows for DIP-GX, DIP-NS, DIP-K with various diameters and lengths.

Table with 3 columns: Pipe Type, Diameter, Length. Includes rows for H I V P, DIP with diameters of 75 and 400.

(4) 工 種 水道施設工事

(5) 工事期間 契約日から令和7年3月18日まで 391日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における水道施設の総合評価値(P)が700点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加

資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法
・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和6年1月12日 午前9時から
令和6年1月18日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年1月12日 午前9時から
令和6年1月18日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和6年1月30日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- ③ その他
① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
② 提出された確認申請書等は返却しない。
③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書 of 配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和6年1月12日 午前9時から
令和6年2月14日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和6年1月12日 午前9時から
令和6年1月31日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和6年2月6日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和6年2月13日 午前9時から午後6時まで
令和6年2月14日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和6年2月15日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、86,966,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格は、72,063,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。ただし、令和5年度については出来高予定額が無いため前払いは行わない。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和5年度 0パーセント

令和6年度 100パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程(平成4年宇治市水道事業管理規程第14号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第1号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和6年1月11日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研二

日時 令和6年1月11日(木) 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日時 令和6年2月8日(木) 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日時 令和6年3月1日(金) 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議題 選挙人名簿の定時登録について 他

(揭示済)

